

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日に当り  
その翌日  
当たると  
する)

## ◇告 示 目 次

土地改良区の役員の変更  
土地改良区の役員住所変更  
都市計画法第六十六条の規定による告示

” ” ” ” ” ”

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出

があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 富海土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 藤田時男 倉吉市富海三九

” 和泉至計 ” 七二五

” 牧田勇 ” 六八八

” 藤原地弘 ” 五八四

” 金田収 ” 六二九

” 米田篤正 ” 六八九

” 林明 ” 二六九

### 役員総辞任

### 富海土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 米田篤正 倉吉市富海六八九

” 和泉至計 ” 七二五

” 牧田勇 ” 六八八

” 藤田時男 ” 三九

” 金田収 ” 六二九

” 藤原地弘 ” 五八四

” 林明 ” 二六九

役員総辞職により土地改良法第十八条三項の規定に基づき選挙による当

選者

就任年月日 昭和四十六年四月十九日

任 期 昭和四十九年四月六日まで

上野福尾土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 福留 伊佐夫 西伯郡大山町福尾五五五の一

金田 熊男 三〇四

金田 進 四九七

門脇 潔 五四九

角田 宇吉 二八九

福留 勝美 四九六

角田 弘人 二八五

山根 健寿 上野一九六

金田 良夫 二〇二

山根 実 一三三

朝妻 宗治 二〇〇

山根 秀範 一八三

山根 茂 一八七

金田 篤治 二二二

金田 秀雄 福尾三〇〇

任期が第一回総会までのため

上野福尾土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 福留 伊佐夫 西伯郡大山町福尾五五五の一

金田 熊男 三〇四

金田 進 四九七

門脇 潔 五四九

角田 宇吉 二八九

福留 勝美 四九六

角田 弘人 二八五

山根 健寿 上野一九六

金田 良夫 二〇二

山根 実 一三三

朝妻 宗治 二〇〇

山根 秀範 一八三

入江 正雄 長田三三〇

山根 茂 上野一八七

金田 篤治 二二二

金田 秀雄 福尾三〇〇

昭和四十六年三月一日上野福尾土地改良区設立総会総選挙により当選  
就任年月日 昭和四十六年三月一日

任 期 昭和四十九年二月二十八日まで

細川土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六

山根 重義 海士五二四  
五二六

難波正則	五五八
濱木亀治	五五四
山根茂保	細川三一二
大田和雄	六〇二の一
横山英太郎	三四三
谷本輝	三四〇の一
前田信蔵	岩戸八九
若林周道	一二二の一二
山下半之助	一二二の二三
岩崎房次郎	一二四の三
谷口菊治	高江四一六
谷口峯蔵	一四九
谷口筆	一一〇
早野元次	岩戸八
濱本助市	海士五二二
中村秀幸	細川三三七

任期満了

細川土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 山根秀雄	岩美郡福部村大字細川三三六
山根重義	海士五二四
難波正則	五五八
濱本亀治	五五四

山根茂保	細川三一二
大田和雄	六〇二の一
谷本輝	三四〇の一
横山英太郎	三四三
前田信蔵	岩戸八九
若林周道	一二二の一二
山下半之助	一二二の二三
岩崎房次郎	一二四の三
谷口菊治	高江四一六
谷口峯蔵	一四九
谷口筆	一一〇
早野元次	岩戸八
濱本助市	海士五二二
中村秀幸	細川三三七

昭和四十年十一月十五日臨時総会において総選挙の結果当選し十一月二十日就任 任期二年(昭和四十二年十一月十九日まで)

細川土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 山根秀雄	岩美郡福部村大字細川三三六
山根重義	海士五二四
難波正則	五五八
濱本亀治	五五四
山根茂保	細川三一二

大田和雄	六〇二の一	岩美郡福部村大字細川三三六
横山英太郎	三四三	
谷本輝	三四〇の一	
前田信蔵	岩戸八九	
若林周道	一一二の二二	
山下半之助	一一二の二三	
岩崎房次郎	一一四の三	
谷口菊治	高江四一六	
谷口峯蔵	一四九	
谷口筆	一一〇	
早野元治	岩戸八	
濱本助市	海士五二二	
中村秀幸	細川三三七	
任期満了により		
細川土地改良区		
就任した役員住所及び氏名		
理事 山根秀雄		岩美郡福部村大字細川三三六
山根重義		海士五二四
中川義治		海士五二六
濱本助市		五〇三の七
平戸定市		五二二
宮本善正		細川三二四
山根静雄		三二〇
		三五四

中村幸治	三三七	鳥取市雲山九三
井手野茂	七二〇の一	
山下菊雄	岩戸一二二の二三	
大田和雄	細川六〇二の一	
谷口菊治	高江四一六	
谷口峯蔵	一四九	
谷口筆	一一〇	
岡田輝明	岩戸二八	
早野元次	八	
難波正則	海士五五八	
新泰徳	岩戸二三四	
昭和四十二年十一月十四日臨時総会において総選挙の結果当選し、十一月二十日就任 任期四年(昭和四十六年十一月十九日まで)		
雲山土地改良区		
退任した役員住所及び氏名		
理事 川口隼成		鳥取市雲山九三
市村光義		一九九
米沢寿男		一〇一の一
山口保温		九一
村山寅治		一〇七
新喜代治		四八〇の一
横山憲明		三八八
米沢竜胤		一〇一

西田俊雄 三一一  
 石河虎雄 正蓮寺一七〇  
 濱田芳正 雲山三五  
 岡村克己 四八の七  
 任期満了のため

雲山土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 西田俊雄 鳥取市雲山三一一  
 米沢竜胤 一〇一  
 市村光義 一九九  
 山口保温 九一  
 米沢寿雄 一〇一の一  
 川口隼成 九三  
 村山寅治 一〇七の一  
 横山憲明 三三八  
 福永豊久 正蓮寺一四二  
 谷田稔 大杣一八六  
 濱田芳正 雲山三五  
 岡村克己 四八ノ七  
 昭和四十六年二月七日第六回総会において総選挙の結果当選し、二月十日就任 任期二年(昭和四十八年二月十八日まで)  
 西伯町土地改良区  
 退任した役員の仕事及び住所

理事 宮倉文治 西伯郡西伯町大字境九四九  
 恩田徳龜 阿賀一二六八  
 亀尾忠治 福成五一〇  
 秦柳寿郎 阿賀二一五  
 岩崎常貞 福成一、五〇五  
 亀尾友典 二四〇三  
 影井信夫 絹屋一、一五七  
 吉村繁雄 西四四二  
 井上虎雄 北方七四三  
 竹本英一 原三八一  
 磯田俊二 鴨部一、一五三  
 杉山重治 落合四四九  
 遠藤潔雄 鴨部一、五三二  
 小谷鉄治 福頼一一四  
 富永亀雄 西伯郡会見町三崎二九三  
 吉次賢吉 寺内四八三一二  
 監事 畠守歳 西伯郡西伯町大字清水川一六九  
 持田貫之 絹屋二三四  
 吉田行夫 法勝寺五五四  
 第一回通常総代会までの任期満了により昭和四十六年三月二十五日退任

西伯町土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 田子豊 西伯郡西伯町大字境九七七

恩田 徳 穂	阿賀二二六八
亀尾 忠 治	福成五一〇
秦 柳 寿 郎	阿賀二二五ノ一
岩崎 常 貞	福成一五〇五
亀尾 友 典	二、四〇三
影井 信 夫	絹屋一一五七
吉村 繁 雄	西四四二
井上 虎 雄	北方七四三
竹本 英 一	原三八一
磯田 俊 二	鴨部一一五三
杉山 重 治	落合四四九
遠藤 潔 雄	鴨部一五三二
小谷 鉄 治	福頼一一四
富永 亀 雄	西伯郡会見町三崎二九三
吉次 賢 吉	寺内四八三ノ二
島 守 歳	西伯郡西伯町大字清水川一六九
持田 貫 之	絹屋二三四
吉田 行 夫	法勝寺五五四

昭和四十六年三月二十五日第一回通常総代会において選任  
昭和四十六年三月二十五日就任  
昭和五十年三月二十四日までの四か年間

久米ヶ原土地改良区  
退任した役員の名及び住所

理事 岡本 綱 義	倉吉市国府四七〇番地
一身上の都合(昭和四十六年二月十日退任)	
北条川土地改良区	
退任した役員の名及び住所	
理事 吉田 啓 蔵	東伯郡北条町大字下神一九三番一地
昭和四十六年二月二十五日死亡により退任	
大鴨土地改良区	
退任した役員の名及び住所	
理事 高見 米太郎	倉吉市小鴨二〇八ノ一二
昭和四十六年四月十七日死亡により退任	
米川土地改良区	
就任した役員の名及び住所	
監事 森川 安 春	米子市夜見町二一八三
昭和四十六年三月二十六日開催の通常総代会における役員補欠選挙の結果当選し、四月二日就任 任期は、昭和四十八年一月二十日まで	
郡家土地改良区	
就任した役員の名及び住所	
理事 中本 長 寿	八頭郡郡家町大字大坪七六番地二
田 淵 幸 吉	下津黒六三番地
土井 常 夫	別府一五一番地
西尾 武	篠波一二四番地
西尾 光 俊	山上二三三番地

木村正美 上峰寺二四番地一  
 前土居泰吉 下峰寺一七八番第一  
 山内勇 山田一六一番地  
 福田久夫 奥谷六一番地  
 福谷幸治 奥谷九七番一  
 中山一俊 門尾二九八番地  
 豊田憲夫 稻荷八一番地  
 宮本徳次郎 市場三〇五番地  
 丸山茂 延命寺一〇八番地  
 野崎国造 下門尾二五番地二

昭和三十六年四月二十日土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任 任期第一回総会まで

郡家土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 中本長寿 八頭郡郡家町大字大坪七六ノ二  
 田淵幸吉 下津黒六三  
 土井常夫 別府一五一  
 西尾武 篠波一二四  
 西尾光俊 山上二三三  
 木村正美 上峰寺二四ノ一  
 前土居泰吉 下峰寺一七八ノ一  
 山内勇 山田一六一  
 福田久夫 奥谷六一

福谷幸治 奥谷九七ノ一  
 中山一俊 門尾二九八  
 豊田憲夫 稻荷八一  
 宮本徳次郎 市場三〇五  
 丸山茂 延命寺一〇八  
 野崎国造 下門尾二五ノ二

昭和四十六年四月二十七日第一回総会において総選挙、総会までの任期満了により退任  
 退任年月日 昭和四十六年四月二十七日

郡家土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 中本長寿 八頭郡郡家町大字大坪七六番地ノ二  
 中山一俊 門尾二九八番地  
 西尾光俊 山上二三三番地  
 高橋惣市 奥谷六二番地  
 土井常夫 別府一五一番地  
 木村正美 上峰寺二四番地一  
 岡嶋宣章 篠波一五七番地  
 山内勇 山田一六一番地  
 中村昭一 井古二四番地三  
 田淵幸吉 下津黒六三番地  
 前土居泰吉 下峰寺一七八番地一  
 豊田憲夫 稻荷八一番地

監事 宮本 徳次郎

市場三〇五番地

野崎 國造

下門尾二五番地二

丸山 茂

延命寺一〇八番地

昭和四十六年四月二十七日土地改良法第十八条第三項の規定により選挙  
 任期は、昭和四十九年四月二十七日まで

淀江白浜土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事	湯浅 友一	西伯郡淀江町大字淀江九一八
田口 源藏	西原三七七	
龜山 大吉	淀江九〇七	
尾沢 毅	六三二	
須山 正雄	二六五	
堀尾 清正	西原五三九	
石田 新吾	五八八	
湯浅 好正	六八六	
加藤 弘	九四九	
林原 克己	小波一〇一四	
渡辺 忠利	九八九	
平林 茂	一一二	
村上 幸雄	中間三六七	
林原 功	六八八	
田原 勇	西原九五二	
林原 準一郎	小波一〇一二	

昭和四十六年三月三十一日 総辞職

淀江白浜土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事	龜山 大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七
林原 功	中間六八八	
田口 源藏	西原三七七	
池口 源三	淀江八三六	
須山 正雄	二六五	
堀尾 清正	西原五三九	
池口 幸揚	七二九	
石田 新吾	五八八	
岩本 虎雄	淀江六五三	
加藤 弘	西原九四九	
山本 進	小波六二八	
林原 克己	一〇一四	
山田 教美	小波九九〇	
大森 登亀	中間四八一	
田原 勇	西原九五二	
林原 準一郎	小波一〇一二	

昭和四十六年三月三十一日辞任により同年三月三十一日第八回通常総会  
 において選挙当選 任期三年 昭和四十六年四月一日から昭和四十九年三  
 月三十一日まで



鳥取県告示第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員に住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

箕敷屋土地改良区

理事	村瀬 秀治	変更前	米子市二本木五六四番地
		変更後	〃 五四六番地
		変更前	米子市河岡六〇九番地四
		変更後	〃 六〇九番地

鳥取県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二等大路第二類

第五号古海賀露線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市賀露字切戸、湊ノ志、灘端及び西浜地内

鳥取県告示第五百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・六

米子港両三柳線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市立町、角盤町、米原字大沢及び両三柳字大沢地内

鳥取県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による

都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・六  
米子港両三柳線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市旗ヶ崎、花園町、及び立町地内

鳥取県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による

都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、

次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・五  
新米子境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市米原字治右エ門道西上ノ輪、伝四郎道西、吉左エ門道東ス山ノ上、吉左エ門西ノ輪、吉左エ門道西上ノ輪、吉左エ門道西ノ輪、魚屋通上、魚屋通ス、寺岡、両三柳字拾四間市庵道西、拾四間場、拾四間弥平通東、拾四間野浪分、拾四間場治兵エ南通、後谷常五郎後通及び後谷清佐エ門西通地内並びに境港市岬町、上道町字岬、瀬向、川岸、白波、大敷浜、滄海、上岬、薩摩灘、中野町字天橋及び広見灘地内

鳥取県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による

都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、

次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

赤碕都市計画道路事業二等大路第三類  
第一号赤碕停車場花見線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

東伯郡赤碕町字柏谷尻、西野、狐山、永松山及びヲナガケ地内

鳥取県告示第五百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路路事業二等大路第二類  
第五号関金中央線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

東伯郡関金町字王子前、瀧口、ヒイデ、鳥越、鳥越山、土庄及び中道  
端地内

鳥取県告示第五百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路路事業三・五・七  
余子渡線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

境港市竹内町字煤竹場、九条濱、月見瀉、中屋敷、岡口及び佐賀里灘  
地内

鳥取県告示第五百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画道路路事業二等大路第三類  
第八号岩美海岸線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

岩美郡岩美町大字浦富字国次地内

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】